

始良市地球温暖化対策実行計画 策定業務委託・仕様書



令和5年4月
始良市生活環境課

1 業務名

始良市地球温暖化対策実行計画策定業務

2 業務の目的

現在の始良市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境基本計画に包含されており、計画期間は環境基本計画と同様の2014年から2023年までとなっています。

また、第2次始良市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は2030年度を目標年度として、2019年2月に策定しています。

なお、現在の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は「本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を2030年度までに2013年度比26%削減」とする目標を掲げ、毎年度削減効果を検証するなど、本市の温室効果ガス削減に向けた取り組みに寄与してきました。（注：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び（事務事業編）を包含し（以下「現行計画」という。）

しかし、政府は地球温暖化対策計画を改定し、エネルギー起源CO₂削減率を従前の目標値「25%削減」から「45%削減」とする閣議決定を令和3年10月に行っています。

さらに、本市におきましても、令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、この実現に向け現行計画を廃し、新たに実行計画を策定する必要があることから、始良市地球温暖化対策実行計画の策定（以下「次期計画」という。）を本業務の目的とします。

なお、策定に当たっては「区域施策編」と「事務事業編」を包含した計画とし、現行計画の事業効果の検証等を行うとともに、専門的知見を反映させるため、本業務を委託することとします。

3 本業務の概要

(1) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

(2) 委託料の支払い

令和5年度 部分払い（年度出来高に応じて予算の範囲内において支払うものとする。）

令和5年度の成果品として、「年度報告書（令和5年度分）」を提出すること。

令和6年度 完成払い

4 業務の内容

次期計画の策定に当たっては、本市が令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことに伴い、その実現に向けた検討を行うこととします。

また、政府が平成30年4月に従前の環境基本計画を変更し「第五次環境基本計画」を定めたことや、令和3年10月には「地球温暖化対策計画」を改定したことなど、環境に関する取り組みの前提条件が変化していることを的確に捉え策定することとします。

なお、策定に当たっては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和4年3月環境省大臣官房環境計画課）及び地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和2年3月環境省大臣官房環境計画課）に基づき策定することとします。

4-1 区域施策編

区域施策編は、地球温暖化対策計画に即して、区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するために総合的な計画であることを鑑み、計画期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めることとします。

また、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等、循環型社会の形成についても定めるものとします。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）の一部改正により、区域施策編に施策の実施に関する目標として、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることが追加されたことを踏まえた策定とします。

なお、次期計画に必要と思われる事項を次のとおり列記しますが、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により仕様（事業内容）の修正・追加等を行う場合があります。

(1) 工程管理業務

計画の策定スケジュール（受託者決定後、本市と協議のうえ提出する。）による工程管理を行うとともに、進捗状況を適宜報告する。

(2) 基礎的調査及び現状の把握・分析

地域の自然的・社会的条件を踏まえ、次の事項について情報の収集・整理を行い、現状分析を行います。

①時代潮流や社会経済動向等の整理・分析

- ②本市の現況、地域課題、特性等の把握・分析
- ③本市の上位計画及び関連する計画の把握及び分析
- ④本市と自然的・社会的条件が類似する地方公共団体における取組み情報の収集・整理
- ⑤環境省、経済産業省、総務省、内閣府等の国及び鹿児島県の補助事業情報の収集・整理
- (3) 市域の温室効果ガスに関する推計
 - ①エネルギー需要の把握
 - ②二酸化炭素排出量の現況推計
 - ③二酸化炭素排出量の将来推計
 - ④市域における二酸化炭素吸収量の推計
- (4) 市域の再生可能エネルギーに関する推計等
 - ①賦存量及び導入可能量
 - ②市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計
 - ③再生可能エネルギー導入目標の設定
- (5) 削減目標達成に向けた施策等の検討
 - ①脱炭素の達成に向けたシナリオ（ロードマップ）の検討
 - ②本市の特性を考慮した取り組みの検討
- (6) 削減目標達成に向けた施策等の検討

諸調査・検討結果を基に作成した計画書（骨子案）について、市と協議して方向性の決定を行う。計画書（骨子案）に具体的内容を盛り込んで計画書（素案）を作成し、市との協議や計画等策定委員会等での検討・加除修正等を行い計画書（素案）として取りまとめる。
- (7) 各種会議及びパブリックコメントでの支援
 - ①計画等策定委員会等の会議運営に係る提案、資料作成、会議録（要旨で可）作成の支援
 - ②パブリックコメントの実施に当たり、市民からの意見・質問に対する回答案の作成支援
- (8) 計画書の策定

パブリックコメントの結果等を踏まえ計画書（案）を作成し、環境審議会等の会議での意見に基づき加除修正を行い、最終的な計画書として策定する。

4-2 事務事業編

事務事業編は、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化

のための措置に関する計画であることを鑑み、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めることとします。

また、国の地球温暖化対策計画の改定版には、事務事業編に記載すべき主な内容として「国が政府実行計画に基づき実施する取り組みに準じ、率先的な取り組みを実施する」旨が記載されたことを踏まえた策定とします。

(1) 工程管理業務

計画の策定スケジュール（受託者決定後、本市と協議のうえ提出する。）による工程管理を行うとともに、進捗状況を適宜報告する。

(2) 基礎的調査及び現状の把握・分析

本市の事務事業におけるあるべき姿を示し、目標年度における目標を検討し、その目標を達成するための具体的な施策案を提案し、その削減効果を検証するため、次の事項について情報の収集・整理を行い、現状分析を行います。

①本市における公共施設情報の把握

②公共施設等総合管理計画（公共施設再配置基本計画）の把握

③公共施設マネジメント白書の把握

(3) 「温室効果ガス総排出量」の把握

温室効果ガス総排出量については、事務事業編で算定対象となる6種類（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）など）のガスの排出量を算定する必要があることから、適切な手法により算定を行う。

(4) 温室効果ガスの排出削減目標の検討

地球温暖化計画では、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標を事務事業編に記載すべきとされていることから現状を分析し、目標値を定める。

①個別部門の目標設定の考え方の整理・検討

②中期目標に基づく考え方の整理・検討

③削減ポテンシャルの積上げに基づく目標水準の推計の考え方の整理・検討

(5) 目標達成に向けた具体的な措置の検討

設定した目標を達成するための具体的な措置の検討を行う。

①目標達成に向けた措置の基本方針の検討

②目標達成に向けた措置等への具体的な取組みに対する検討

③進捗管理の仕組みづくりの検討

- (6) 各種会議及びパブリックコメントでの支援
- ①計画等策定委員会等の会議運営に係る提案、資料作成、会議録（要旨で可）作成の支援
 - ②パブリックコメントの実施に当たり、市民からの意見・質問に対する回答案の作成支援
- (7) 計画書の策定
- パブリックコメントの結果等を踏まえ計画書（案）を作成し、環境審議会等の会議での意見に基づき加除修正を行い、最終的な計画書として策定する。

5 計画の推進体制、進捗管理、公表方法等の検討

市民や事業所等と一体となった取り組みとして、地球温暖化対策を推進していくため、市民・事業者・関係機関団体・本市等の各主体が相互に連携し実行計画を推進するための体制について検討することとします。

また、計画の進捗管理について、継続的に実施が可能な手法及びその公表方法等について検討・提案し、マニュアル等を作成することとします。

なお、公表に必要となる市民向けの資料（データ）等については、表やグラフを用いるなど、市民に分かりやすいものとなるように検討・提案を行うものとしてします。

6 スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和5年5月	業務委託契約の締結
令和5年5月～7月	環境関連団体等へのヒアリング等
令和5年6月～ 令和7年1月	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 ※策定過程において「骨子案」「素案」「計画書案」の策定を予定していますが、時期については別途協議
令和6年3月～ 令和7年1月	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 ※策定過程において「骨子案」「素案」「計画書案」の策定を予定していますが、時期については別途協議
令和7年2月	パブリックコメントの実施
令和7年3月	計画書・概要版の作成

7 打合せ・協議

本業務を適正かつ円滑に履行するため、適宜、打合せ・協議を行うこととします。なお、打合せ・協議には、総括責任者等が必ず出席することとし、打合せ・協議を行った際には、その都度、受託者が記録簿を作成し、相互に確認することとします。

8 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料について本市が所有している資料は、受託者に貸与します。なお、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、委託者に提出し、業務完了と同時に返却するものとします。

9 受託者の義務及び機密の保持及び中立性の堅持

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、本業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技術を発揮して本業務を遂行するものとします。

なお、本仕様書に定めのないものについて、計画の策定上必要と思われる事項については、協議の上これを行うものとします。

(2) 受託者は、コンサルタントとして本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常に中立性を堅持するものとします。

10 疑義の解釈

受託者は、本仕様書等に定める事項及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、本業務を遂行するものとします。

11 業務内容の変更等

本市が必要と認めた時は、本委託業務の内容の一部を変更することができる。なお、この場合において、委託料及び委託期間について変更が必要なときは、別途協議して定めるものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、委託者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出するものとします。

なお、受理された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとします。

(1) 着手書類

ア 業務着手届

- イ 総括責任者、主任技術者及び担当者配置届(雇用証明書類を含む)
- ウ 業務工程表
- (2) 年度報告書
- (3) 業務完了届
- (4) 納品書
- (5) 業務委託料請求書

13 成果物等の作成

本業務の成果品は次のとおりとします。

- ①始良市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(事務事業編) 5部
(A4判)
- ②始良市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(事務事業編)【概要版】
5部(A4版)
- ③各年度報告書【令和5年度版】【令和6年度版】 各2部(A4版)
※年度報告書は各年度の年度末に提出のこと
- ④基礎調査結果報告書 2部(A4版)
- ⑤上記①～④の電子データ:CD-R 2枚
- ⑥打合せ議事録など必要と認める書類 一式

14 成果物の帰属等

本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は、始良市に帰属するものとし、これを無断で加工、複製または使用してはならない。

15 成果品の検査、引渡し及び委託料の支払い方法

- (1) 受託者は、業務実施後に本市による成果品の検査を受けなければならない。その結果、訂正等を指示されたものについては、訂正しなければならない。
- (2) 成果品の検査合格後、成果品を納品するとともに、履行届の提出をもって業務の完了とします。
- (3) 上記、成果品の検査及び引渡しについては、令和5年度分の成果品の検査及び引渡しについても同様とします。
- (4) 委託料の支払いは、本業務の完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払うこととします。